

公 告

分任契約担当官代理
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計本部業務科契約班長 弘川 壮一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4QF310904190		4RL01A30058 0001						
品名 または 件名								
伊丹（6）伊丹駐屯地樹木剪定								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
伊丹駐業				伊丹駐屯地業務隊				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
管理科 億技官（3 2 1 5）				令和7年3月31日（月）				

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
中部方面会計隊本部業務科事務室
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和7年2月25日（火）10時15分 会計隊 入札室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
 - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- 2 低入札価格調査について
 - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。
令和7年2月10日～令和7年2月21日（0815～1700）
- 4 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
 - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
 - (1) 契約金額が50万円以上は契約書を作成する。
 - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項
駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
 - (1) **郵便等による入札については、令和7年2月21日17時00分到着分までを有効とする。**
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行くとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
 - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (3) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年2月21日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX、メール可）**
 - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
 - (5) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX、メール可）**
提出締切日時は、令和7年2月19日12時00分とする。
 - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧とされたい。
 - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
 - (8) 落札決定については総品目予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とするなお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：河本
072-782-0001 内線(3441) FAX 072-782-0035（直通）
 メールアドレス plans-mafin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
 （仕様書等に関する事項）
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 業務隊管理科 担当：億
072-782-0001 内線(3215)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班
 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載。
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。

入 札 書

分任契約担当官陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部 業務科長 武下 克城

¥ (消費税含まない)

- 1.履行期限 令和 7 年 3 月 31 日
- 2.履行場所 陸 上 自 衛 隊 伊 丹 駐 屯 地

上記入札条件及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書及び請書」の契約条項を承諾の上入札します。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和 7 年 2 月 25 日

住 所

名 称

代表者役職氏名

担 当 者 名

内 訳(消費税含まない)

担 当 者 連 絡 先

※押印を省略する際は担当者名および連絡先を記載すること

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
伊丹(6)伊丹駐屯地樹木 剪定	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白(積算内訳書(貴社様式の見積書)を添付お願いします)				
				合計	

※ なつ印は鮮明に、訂正個所には代表者印を

3.締切日 令和7年2月19日 12時00分

通信欄	広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努め予定価格の算定の資料とするため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。
-----	---

担当者連絡先

※押印を省略する際は担当者名および連絡先を記載すること

品名	規格	単位	数量	単価	金額
伊丹(6)伊丹駐屯地樹木剪定	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白(積算内訳書(貴社様式の見積書)を添付お願いします)				
				合計	

※ なつ印は鮮明に、訂正個所には代表者印を

伊丹（6）伊丹駐屯地樹木剪定

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊

業務隊長	科長	営繕班長	合議	設計
			企画係長 施設管理 管財	

仕 様 書

- 1 名 称：伊丹（6）伊丹駐屯地樹木剪定
- 2 場 所：兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1 （陸上自衛隊伊丹駐屯地）
- 3 期 間：契約締結日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日（月）
契約後速やかに監督官と実施期間等を調整すること。

4 工事概要：

作 業 項 目	概 要	数 量	備 考
樹木強剪定（高中低木）	○カシ・スギ・クス・エノキ・クロガネモチ・トウネズミモチ・松・クヌギの剪定 ○剪定木収集運搬処理	107 本	樹木一覧表 配置図参照

5 一般事項

- （1） 本工事は、本仕様書・図面及び関係諸規則等に基づき、監督官の指示により実施するものとし、丁寧かつ確実に実施するものとする。その他不明な事項、提出書類等疑義が生じた場合はその都度係官と協議し指示に従うこと。
- （2） 現場管理・安全管理
ア 請負者は、作業の実施によって部隊等の施設に対し損害を与えた場合は、損害の事項に対して現状復旧する。
イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。
ウ 本工事で使用する材料は、全て新品とし、特記事項に無いものは、各種協会規定、メーカー規定に合致したものを選定し、監督官の承認を受ける。使用前に監督官の検査を受け、合格品のみを使用すること。
エ 現場は、常に整理整頓を心がけ、必要に応じ清掃等を実施するものとする。
オ 請負者は、作業条件を関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。
- （3） 電気・水道・火気等の使用について
ア 施工に必要な電気・水については、監督官に申し出て監督官の許可する範囲において有料で利用できるものとする。
イ 原則、工事エリアでの火気使用は厳禁とする。使用する場合は、あらかじめ監督官に申し出て、協議した後、指定した場所において使用するものとする。
- （4） 工事エリア以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙を禁止する。

6 特記事項

- （1） 請負者については、実務経験を含む造園技能士、造園施工管理技士の有資格者が望ましい。高所作業車等の操作は有資格者が行い、正しい使用方法及ぶ安全管理を行うこと。
- （2） 剪定木の収集運搬処理については、関係法令に基づき、適正に行うこと。
- （3） 作業により発生した樹木の枝や落ち葉等は請負者の負担にて場外処分とし、隊舎の屋根、雨樋及び雨水側溝（隣接する民間家屋の屋根等含む）に落ちたものも清掃すること。
- （4） 枯死もしくは台風等の災害により、周囲に危害が及ぶ可能性がある樹木を発見した場合は監督官に速やかに報告し、見積書を作成し提出すること。

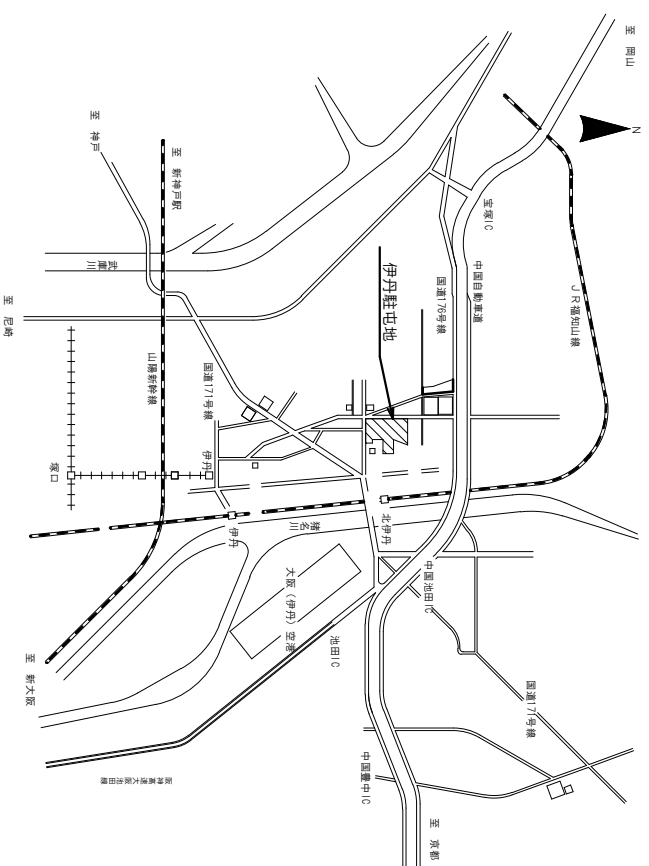
7 提出書類

- （1） 着工届（着工前）
- （2） 竣工届（竣工後すみやかに）
- （3） 写真（竣工後すみやかに）
※各段階及び、監督官の指示する箇所（特に隠ぺい箇所、現地確認の難しい箇所を撮影し、整理しカラーで提出すること。
- （4） 計量電票の写し
- （5） その他監督官が指示したもの

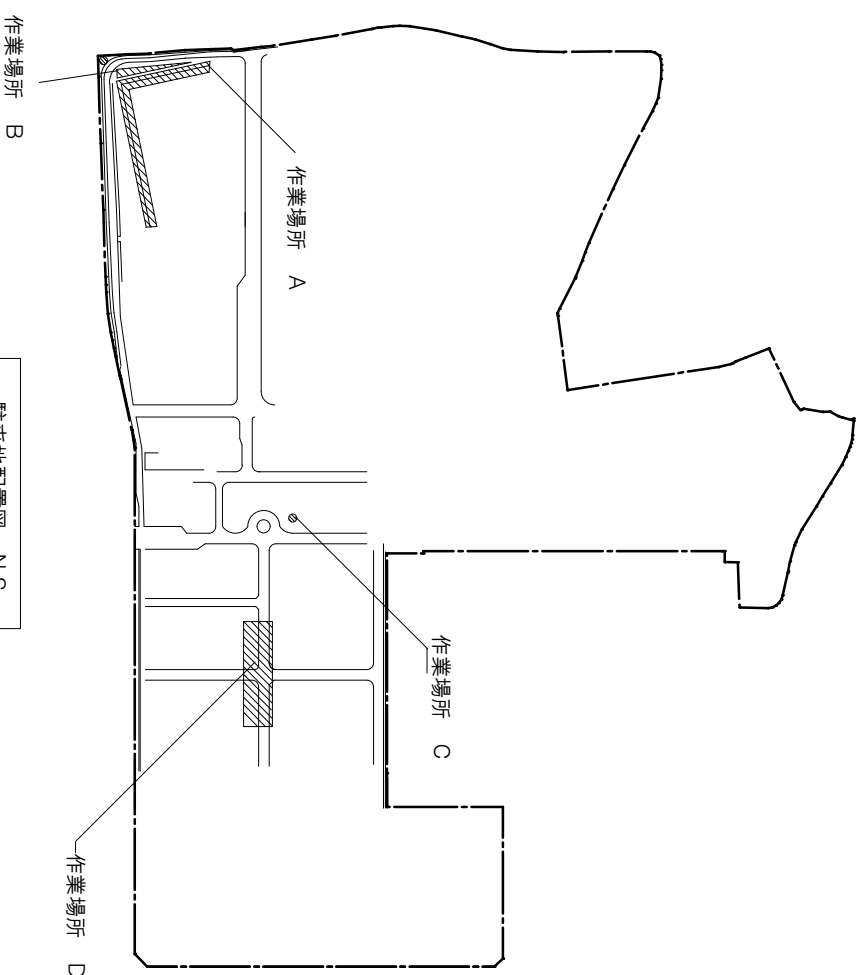
8 検 査

作業終了後、検査官の現場検査及び書類検査を受け合格をもって完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け合格を以て作業完了とする。

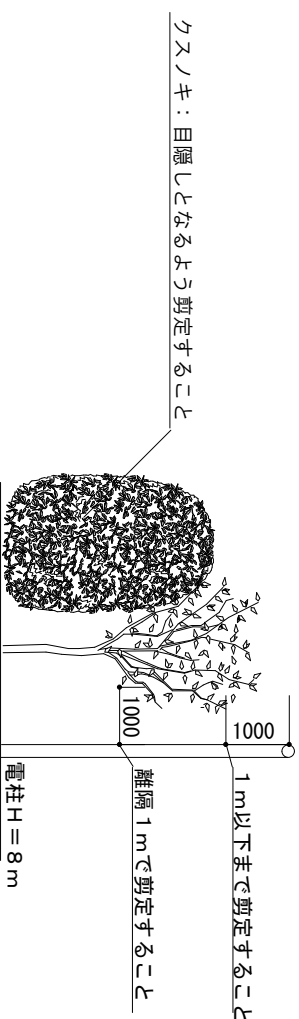
件 名	伊丹(6)伊丹駐屯地樹木剪定	図 番
伊丹駐屯地業務隊 管理科 営繕班		1／3



駐屯地案内図 S = NS



駐屯地配置図 NS



北西側作業図 NS

剪定 伊丹駐屯地

請負者については、実務経験を含む造園技能士、造園施工管理技士の有資格者が望ましい。

剪定木については収集運搬、関係法令に基づき、適正に処分のこと。

場所；A

樹木名	数量（本数）	剪定内容
樅（カシ）	49	株立樹木含む 高さ10m 幹回り（0.8m内外）電柱上端から1m下げ 離隔1m
杉（スギ）	22	株立樹木含む 高さ10m 幹回り（0.8m内外）電柱上端から1m下げ 離隔1m
樟（クス）	7	株立樹木含む 高さ10m 幹回り（0.8m内外）電柱上端から1m下げ 離隔1m
榎（エノキ）	3	株立樹木含む 高さ10m 幹回り（0.8m内外）電柱上端から1m下げ 離隔1m
クロガネモチ	1	株立樹木含む 高さ10m 幹回り（0.8m内外）電柱上端から1m下げ 離隔1m
トウネズミモチ	3	株立樹木含む 高さ10m 幹回り（0.8m内外）電柱上端から1m下げ 離隔1m

※樅；道路側18本（目隠しあり）民家側31本

場所；B

樹木名	数量（本数）	剪定内容【強剪定】
松	12	強剪定 株立樹木含む 高さ18～20m 幹回り（1.0～2.0m内外）3～5m上部切縮め+整枝

場所；C

樹木名	数量（本数）	剪定内容【強剪定】
榎（エノキ）	1	株立樹木含む 高さ12m 幹回り（0.8m内外）3～5m上部切縮め+整枝

場所；D

樹木名	数量（本数）	剪定内容【強剪定】
松（195号）	1	強剪定 高さ18m 幹回り（1.0～2.0m内外）3m上部切縮め+整枝
楠（190号）	1	強剪定 高さ15m 幹回り（1.0～2.0m内外）3m上部切縮め+整枝
松（168号）	3	強剪定 高さ18m 幹回り（1.0～2.0m内外）3～5m上部切縮め+整枝
クヌギ（168号）	4	強剪定 高さ18m 幹回り（1.0～2.0m内外）3～5m上部切縮め+整枝